

NURO 光 でんわ契約及び ひかり TV for NURO 契約に基づく債権に関する特約

大阪ガス株式会社

第1条 (本特約の適用)

大阪ガス株式会社(以下「当社」といいます)が提供する さすがねっと Sプランに付帯するサービスとして、さすがねっと Sプランの契約者が NURO 光 でんわ契約又は ひかり TV for NURO 契約を締結する場合、当社がソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から契約者の承諾のもと譲り受ける当該契約に基づく各料金債権(以下、「譲渡債権」といいます)については、この NURO 光 でんわ契約約款及びひかり TV for NURO ご利用規約に基づく債権に関する特約(以下「本特約」といいます)に基づき取り扱います。

第2条 (延滞処理)

1. 契約者が、各譲渡債権について、支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合は、当社は、支払期日の翌日から支払い日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、当該譲渡債権を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合には延滞利息は申し受けません。
2. 延滞利息は、次の算式により算定します。
算定の対象となる譲渡債権×支払期日の翌日から支払いの日までの日数×0.0274 パーセント
3. 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる譲渡債権を支払われた日以降最初に支払義務が発生する料金等とあわせてお支払いいただきます。
4. 延滞利息の支払義務は、前項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく譲渡債権の支払義務発生日に発生したものとみなします。なお、延滞利息は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
5. 延滞利息の支払期日は、第3項の規定にもとづきあわせてお支払いいただく譲渡債権の支払期日とおなじといたします。
6. 支払期日を経過してもなおお支払いにならない場合で、請求書をお送りするときは、当社は、請求書の発行・送付にかかる事務手数料として一の手続きごとに 300 円(税込 330 円)を請求いたします。

第3条 (譲渡債権の取り扱い)

当社は各譲渡債権を、契約者と他者の NURO 光 でんわ契約又はひかり TV for NURO 契約の契約条件にかかわらず、さすがねっと Sプランの料金等の取扱いに準じて取り扱うものいたします。なお、各譲渡債権の支払義務は、原則として、料金月の翌々月 28 日に発生するものいたします。

附則

この特約は、2025年2月4日から実施します。